

平成21年度第2回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会

日時：平成21年11月19日（木）午後7時

場所：市役所庁舎10階 第5B会議室

会議次第

1. 開会
2. 会議
 - (1) 平成21年度第1回会議の議事録確認について
 - (2) 平成20年度決算について
 - (3) 第二期帯広市障害者計画原案について
3. その他
4. 閉会

配布資料

資料－1	平成21年度第1回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会議事録
資料－2	平成20年度決算
資料－3	第二期帯広市障害者計画原案

出席委員 健康生活支援審議会障害者支援部会（10名中8名出席）

佐藤幸宏委員（部会長）・畑中三岐子委員（副部会長）
鈴木捷三委員・佐藤多佳子委員・眞田清専門委員
坂村堅二専門委員・白木喜子専門委員・丸山芳孝専門委員

事務局

鈴木康悦障害福祉担当調整監 ・ 内田喜久男福祉司 ・ 野刈眞喜子係長
榎本泰欣主任補

【開 会】

事務局

ただいまから平成21年度第2回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会を開催させていただきます。

本日は、2名の委員が欠席されておりますが、障害者支援部会委員10名中8名の出席をいただいております。会議は成立しております。

議題についてであります。会議次第のとおり予定しております。次に資料について、ご確認いただきたいと思っております。

事前に送付させていただいたのは、

資料1 平成21年度第1回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会 議事録

資料2 平成20年度決算について

資料3 第二期帯広市障害者計画原案について 以上でございます。

資料3の「第二期帯広市障害者計画原案」につきましては、文章表現および字句等に何箇所か訂正がありましたので、本日配布の第二期帯広市障害者計画（原案）の概要及び原案をお手元に配布させていただいておりますが、後程説明させていただきますことをあらかじめ、ご了承願います。

それでは、会議に入らせていただきますが、進行につきましては、佐藤部会長にお願いいたします。

【会 議】

部会長

皆さん、お仕事を終わられ、お疲れのことと存じますが、よろしくご審議を賜りたいと存じます。

それでは、会議に入らせていただきますけれども、初めに議題（1）の議事録の確認についてであります。前回の会議、平成21年度第1回の会議の議事録をご確認いただきたいと思っております。既に、お手元にお送りしておりますので、目を通していただいていることと思っておりますが、この議事録はご確認いただいた後、公開される予定となっております。なにとぞよろしくお願いいたします。

部会長

議事録に関しまして、ご質問などはございませんか。

【質 疑】

ありません。

部会長

それでは、本件につきましては以上で終わります。

続きまして、「平成20年度決算について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局

それでは、平成20年度の障害福祉予算にかかる決算概要について、ご説明させていただきます。お手元の資料2をご覧ください。

平成20年度の障害者福祉施策は、自立支援給付費をはじめとした障害者福祉サービスの円滑な提供に務めるため、最終予算2,875,880千円を計上いたしました。これに対し決算額は2,763,667,713円となり、112,212,287円の不用額を生じました。この不用額については、それぞれの事業の対象者や医療費給付額等が減じたことが、主な理由となっております。

表の左に事業費、その右に国庫補助金などの特定財源（いわゆる歳入）と一般財源を記載しております。一般財源であります帯広市からの持ち出しは981,231,388円となっております。

決算額の財源構成は、国庫補助金が37.17%、道補助金が24.20%など特定財源全体で64.50%となっており、市の一般財源は35.50%となっております。

予算科目は、障害者福祉費と重度心身障害者医療給付費に分かれております。

この主な内容につきまして、ご説明させていただきます。

一つ目の障害者福祉費は、事業別に、「自立支援給付に要した経費」、「地域生活支援事業に要した経費」、「特別障害者手当等支給に要した経費」、「その他障害福祉サービスに要した経費」、「障害福祉サービス事務に要した経費」の五つに分かれております。

最初の「自立支援給付に要した経費」につきましては、最終予算額1,898,381千円に対して、決算額1,851,511,935円となっております。その主な内容でございますが、介護給付費は、居宅介護や重度訪問介護、行動援護等の「訪問系サービス」のほか、療養介護やデイサービス、施設入所支援等の「日中活動系サービス」などに要した費用として、1,379,811,381円、訓練等給付費は、自立訓練や就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助などに要した費用として142,757,565円、自立支援医療は、人工股関節置換や人工透析などの身体障害者の更生に必要な医療に要した費用として、225,078,985円、補装具は、身体機能の損傷を補うことで日常生活能力を回復するための給付に要した費用として、55,498,744円、障害認定調査は、認定専門調査員や関係事務費等に要した費用として8,844,644円、障害者自立支援審査会は、審査会委員報酬や関係事務費等に要した費用として、1,673,957円となっております。

次に、「地域生活支援事業に要した経費」につきましては、最終予算額396,854千円に対しまして、決算額391,040,225円となっております。その主な内容としましては、相談支援事業は、本庁や障害者生活支援センターの障害者相談員等の報酬や相談支援事業委託などに要した費用として、30,710,073円、コミュニケーション支援事業は、手話通訳や要約筆記通訳の派遣などに要した費用として、7,278,868円、日常生活用具給付は、特殊寝台や入浴補助用具などの給付に要した費用として、40,316,521円、

移動が困難な外出のための移動支援、障害者等に日中活動の場を提供し、介護している家族の一時的な休息を目的とした日中一時支援、そして訪問入浴などに要した費用として、合わせて169,341,589円、障害者等が通所し、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流促進、相談支援などを行う地域活動支援センターへの補助や障害者生活支援センターの事業費として、121,747,017円、地域移行支援事業は、地域生活を希望する在宅障害者及び施設入所者に自立生活の体験の場として新規に実施しております「地域生活体験ハウス事業」に要した費用が、5,769,582円となっております。

次に、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当などの「特別障害者手当等支給に要した経費」につきましては、最終予算額58,972千円に対して、決算額53,286,448円となっております。

次に、「その他障害福祉サービスに要した経費」につきましては、最終予算額121,976千円に対して、決算額116,186,734円となっております。その主な内容としましては、重度身体障害者等タクシー料金助成事業や心身障害者(児)通所施設等交通費助成事業、心身障害児早期療育事業、ことばの教室や発達支援センター事業などに要した費用となっております。

次に、「障害福祉サービス事務に要した経費」につきましては、自立支援介護給付費等審査支払手数料、障害者生活支援センターの運営などに要した費用として、最終予算額11,593千円に対して、決算額11,201,780円となっております。

以上、合わせて、障害者福祉費として、最終予算額2,487,776千円に対し、決算額2,423,227,122円となっております。

最後に、二つ目の重度心身障害者医療給付費でございますが、最終予算額388,104千円に対しまして、決算額340,440,591円となっております。

以上が、平成20年度障害者福祉予算にかかる主な事業の決算内容となっております。以上でございます。

部会長

ただいまの説明に関し、ご質問などありませんか。

委員

最終予算額からどれもが決算額まで余りがありますよね。年度がまだ満たされていないからとか、それとも儉約して。

事務局

最終的に対象者の減や事業量の減が要因になります。

委員

今、国で予算仕分けを盛んにやっていますね。障害福祉に関することで影響は、でてくるのですか？

事務局

まだ、仕分けの最中で障害者に係る項目では、直接私どもに関する内容の物はないと、まだ完全に仕分けが終わってないということと、仕分けの後に関係各省庁が仕分けに基づいて改めてやるということで、影響が無いわけではないでしょうが、もう少しきちんとしてからですね。

部会長

それでは、本件につきましては以上で終わります。
続きまして、「第二期帯広市障害者計画原案について」を議題といたします。
事務局、説明をお願いします。

事務局

事前にお送りした内容と変わった部分をお話させていただきます。大きなところはないですけれども、例えば、18ページ身体障害者手帳交付者の年齢構成、20ページ療育手帳交付者の年齢構成、23ページ精神障害者保健福祉手帳交付者の年齢構成の図表を、わかりやすく年齢層を4つに分けて新しくしました。それから3ページの計画の位置づけの「表」について、帯広市の総合計画のなかの分野計画が障害者計画であることと、障害福祉計画は障害福祉サービスの必要見込み量や確保の方策を規定する計画で、重なる部分がありますので、変更いたしました。

次に、44ページの防災・防犯体制の整備でございますが、今回お渡ししたのものには入っていないのですけれども、防災の絡みで「帯広市災害時要援護者避難支援計画」に関する部分が欠落しておりました。最終的には、このことが記載されたものをお渡しいたしますが、本日は、口頭で申し上げさせていただきます。

ここの(2)のところに、「障害のある人を災害などから守るために、障害特性や避難誘導などの支援体制をあらかじめ登録した『帯広市災害時要援護者避難支援計画』(仮称)を作成し、避難誘導及び安否確認を円滑、かつ迅速に行うための体制を構築します。」という文章がすっかり抜けておりました。防災の担当課とも打ち合わせをし、その文章を入れるということで最終的に確認をしながら欠落してしまいました。

この第二期帯広市障害者計画は本年の11月25日議会の担当の厚生委員会へ原案として提示をするものでございます。お手元の第二期帯広市障害者計画(原案)の概要をもとに、ご説明をさせていただきます。

まず第1章の「計画の策定にあたって」でございますが、本文冊子のほうでは2ページから4ページまでになりますが、この章の中では計画策定の趣旨及び目的、計画の位置づけ、計画の対象者、計画の期間、計画の推進体制をそれぞれ記載してございます。

計画の位置づけにつきましては、障害者基本法の規定に基づいております。計画期間については、平成22年度、来年度からの10ヵ年計画です。推進体制につきましては関係機関、事業者それから庁内関係部課と連携しながら進めていくということ、帯広市健康生活支援審議会の障害者支援部会に対しましては、ほぼ毎年、定期的に進

捗状況についてご報告を申し上げていくことになっております。

第2章は、本文冊子6ページから11ページに記載してございます。第一期計画の平成12年から平成21年度までの10ヵ年間の中の主な取り組みと課題の整理及び障害福祉計画の課題と取り組む重点項目を整理しました。また、当事者へのアンケート調査結果を踏まえた課題の整理や計画の策定経過を記載しております。

次に第3章は、冊子では13ページから23ページまでをご覧いただきたいのですが、この章では障害のある人の状況につきまして、人口に対する障害のある人の推移とか障害種別ごとの年齢構成の違いについて掲載をしてありますのでよろしくお願い致します。

全体の傾向として10年前と比較しますと、現在障害者数14,142名ですが、帯広市の人口が減少傾向をたどる中で、障害者数は三障害とも増加傾向になっております。

概要にも載せておりますが、ひとつは身体障害者の状況で申し上げれば、65歳以上の高齢者が70%以上を超えている、それから知的障害者につきましても10年前と比べ増えておりますが、年齢層的には比較的若年層が高いということになってございます。精神障害者の状況につきまして、精神障害者保健福祉手帳交付者は、40歳以上から65歳までの間の、働き盛りの方の締める割合が高くなっております。

それでは第4章でございますが、計画が目指すものとして、計画の基本的な考え方、理念それからその理念に基づく目標、目標を達成するための視点ということで、3つの計画の基本的視点を掲げて計画を進めたいということで、明らかにさせていただいております。

計画の基本的理念でありますけれど、第一期計画ではノーマライゼーションとリハビリテーションという理念の中で、これまで計画を進めてまいりましたけれど、そういった精神を強調しつつ、自立と共生というものを、共生社会の実現を図るとというのが、今回の第二期障害者計画の考え方にしていただいております。

そうした理念のもとに「人がやさしい」あるいは「人にやさしい」まちの実現を目指すと言うのが、今回の理念の中心になってございます。そうした理念に基づいて、先ほど申し上げました、ひとつは市民全体を含めたノーマライゼーションの理念をさらに進めていくということ、それから2点目としては具体的な障害者福祉サービスといった日常生活の支援を充実させていくという視点、それから地域の中で生活を送っていくということで、地域で支えて行く体制づくりの3つの視点を掲げた上で、次の第5章になりますけれど、それぞれの視点でさらに施策の展開方向といたしまして、8つの展開方向に基づいて、更に施策をトータルに109項目に掲げております。

まず、『障害者理解の促進』という視点でこれについては、展開方向が2つございまして、ひとつは、「理解と交流の促進」。これまでも、ノーマライゼーションの推進について、地区を指定して色々地域の取り組みをしていただいておりますが、これからはこういった取り組みや、駅で展開しております「福祉のひろば」事業等、障害のある人の活動や取り組みへの理解や交流を進めていきたいと考えております。

2つめの「暮らしやすいまちづくりの推進」ということで、この中でもいくつか推進項目を掲げておりますけれど、今回特に、現在国で締結を目指して作業を進めてお

ります「障害者権利条約」のその考え方をある程度取り込んだということと「北海道障がい者条例」が制定されたということで、国や北海道の取り組みと連動しながら、施策を展開していくというところでございます。

視点の2つ目の『生活支援の充実』ですが、3つの展開方向に基づいて計画を進めていくということでございます。「生活支援の充実」につきましては、障害福祉サービスの提供体制の充実ということで、これは保健、医療も含めてですけれども、それぞれ個別に障害のある人に対する支援の充実を図ります。

「相談支援と情報提供の充実」に関しては、ライフステージに沿った相談支援の提供ができるよう、生まれたときから成人になるまでできるだけ一貫した支援ができるよう体制を取りたいということです。

「療育・教育の充実」についても、一貫した支援をするには、関係する子育て部門あるいは教育部門としっかり連携を持ちまして、障害のある子供の教育の充実を図りたいと考えております。

3つめの視点の『自立した地域生活への支援の充実』につきましても、3つの施策を掲げています。

「生活環境の整備促進」は、バリアフリー化の整備、ユニバーサルデザインの推進を基本とする環境づくりをすすめることとしています。

防災、防犯に係る体制については、帯広市災害時要援護者避難支援計画に関して、対策検討会議で論議をしております、障害のある人の対応につきまして具体的に計画の中でやって参りたいと、その中で福祉避難所の設置についても検討してまいりたいと思っております。

「社会参加と地域生活支援の充実」は、文化、スポーツその他広く社会参加への意欲を高めるための生活支援、外出支援など具体的な支援や動きやすい体制をサービスに取り入れて行きたいと考えております。昨年、動物とふれあう機会づくりとして、障害者乗馬の取り組みも事業を交えながら進めてきております。そうしたことも今後考えてまいります。

「就労支援と日中活動の充実」は、前回の第一期の計画ではあまり具体的な項目として上げていなかったことから、これについては、17の施策を掲げ具体的な支援を今後は進めて行きたいという考えでおります。このなかで現在市内に12ございます地域活動支援センターに対する支援の継続が、北海道の補助政策がはっきり変わるような動きもありますけれども、そういったことを踏まえながら、今後支援をおこなっていきたくて考えております。

障害者生活支援センター事業は、保健福祉センターで行っている機能回復のための訓練や健康相談などの事業のほか、さまざまな社会参加事業を開催することにより日中活動の充実を図っていきたくて考えております。

この3つの視点・8つの施策の展開方法に基づく主な政策を説明させていただきました。施策は、全体で109項目ありまして、第1期とほぼ項目数としては同じぐらいですが、新たに加えたものは全体の4分の1ぐらいになります。

さらに、障害者福祉施策が大きく転換期を迎えている中、法律や制度の改正次第では、政策の部分については、一部修正あるいは変更というようなことも状況としては

出てくるものと思われませんが、概ね基本的な考え方については、障害者基本法に基づくものでありますので、変わってこないだろうと考えております。

なお、この計画の今後でございますけれど、今日ご確認いただいた後、今月25日に厚生委員会に原案について説明することになっております。そこでご審議いただき、内容につきまして、今の予定では12月10日から年明けの来年の1月12日にかけて、ほぼ1ヶ月間でございますけれど、パブリックコメントを実施いたします。

現在の予定では、来年の2月中旬頃に改めて、障害者部会に最終案としてご提案していくということと、厚生委員会に提出して最終案として決定したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

部会長

ありがとうございます、

109項目にかかる具体的な施策ということにして、かなり広範なものなのですが、この説明にたいしまして、ご質問やご意見はありませんか。

【質 疑】

委 員

精神障害者の現状の項目のうち、1の2級が最も多くなっていますとか、増加傾向となつていふ事とかそういう事が書かれています。例えば4の40歳から64歳が最も多くなつていふ事とか、5だと統合失調症により治療を受けている人が最も多かつていふ事になつていふ事。その多かつていふ事をわざわざあげていふ事の意味がどうなのかな、根拠はどこにあるのかなつていふ意味を知りたいのですが、多いからどうかつていふ事なのですか。

事務局

他意はないのですが、全体を占める割合に一番多いところがこういうところだといふ表現をさせていただき、その事の分析まで示してはけません。

委 員

統合失調症により治療を受けている人が最も多く、1、675人となつていふ事けれども、気分障害の項目でも1、344人と、一つだけ取り上げるほど違ひがないのではないのかといふ印象があります。この部分で偏見があるような、ちょっと気を付けなければいけない事項なので、取り上げる必要もないのではないのかと、全体を示せばいいのではないのかといふ気がします。

事務局

その辺も配慮させていただいて、表現についても検討させていただきたいと思ひます。

委員

精神の診断では重複しているものがあり、どの時期にどういう医師が診断するかによって、全然かわってくるのだらうなというふうには感じています。

統計書には数値や推計が出されていて、増加傾向にあるものには何が必要になってくるのか、施策の展開の中で出されてくるものではないかと思っています。

理解促進のための啓発のところに、国と北海道も4月2日から一週間「発達障害啓発週間」としていることから、この計画にも加えていただければと思ってお話をさせていただきました。

精神の中に発達障害の視点が今まではなかったので、できれば相談支援とか、療育教育の充実にもかかわってくる早期の発見、早期の療育とか連携というところでわかれば、本人さんたちの生活のうえで成人になられた時に、生活に混乱を示す事がいくらか少なくなる、そこをちょっと考えて啓発活動の中に啓発週間を入れていただけるとすごくいいかと思います。

委員

障害者の就労支援について、どこかに何かそういう物をもう少し積極的に取り上げるような項目っていうのは、載らないのかなというものがひとつと、それからもうひとつ、いわゆるこういう計画を今後展開していく中で、やはり予算の裏づけっていうのが出てくる。その予算の関係については、この市議会で示されないわけですか？それは毎年毎年の予算編成の中で・・・

事務局

具体的な予算については、この計画にそって毎年の予算の予定って事になりますので、その時の根拠の計画には、もちろんなっています。

財政部もある程度、この計画を元に位置づけをされているかどうか、判断される事になると思いますが、具体的な数字で10ヵ年分っていうのは、仮に作ってもなかなか、査定の中で決めていく事になりますので、そこまでは・・・それと一点目の就労については、48ページから記載してございます。

部会長

その他に、それぞれの立場からいろんなお話をいただけますか？

事務局

随時ご連絡いただいて、ここはどうだっということをお電話いただくなり何らかの形でいただければ、大変ありがたいところです。

部会長

生活支援の中での入浴サービスの実施について、介護のほうでもこういう入浴支援しますよね。障害をもっておられる方のこの対応と介護の関係とは別ですか？

事務局

いわゆる基本的な今の法律でいうルールで申し上げますと、65歳以上の方は介護保険の対象になっていますけれども、ひとつは介護保険の適応対象者でなおかつ介護保険に同じ支援のメニューがある場合は、介護保険が優先になります。但し、障害者の支援メニューの中で、介護保険にはないものが当然ありますので、そういうものについては障害者サービスの方で行うことになります。量的に介護保険のほうだけでは、まかないきれないようなサービスについても、補足というか追加をして障害者支援でおこなっております。

部会長

手続き的には、介護保険で申請していただいて、またその他の別枠で障害者支援の手続きも取れるという事なのですか？

事務局

大きな原則でいうと、介護保険対象者で両方に同じサービスがある場合は、介護保険優先という他方優先という一応原則として、そういうルールではさせていただいています。

部会長

障害者理解のなかに、啓蒙活動とかマニュアルの作成とか、支援に対する配慮をするということですが、健全なお子さんの成長の中に障害者への理解というのが、非常に大事なかなと思うんですよね。物事の基本的な考え方を教育の場でいろんな事を啓蒙していくというような活動については、この中にはどこか盛り込まれているのでしょうか？

事務局

30ページに、「交流の場の充実」として、子どもの頃から障害のある人とのふれあいの機会を充実していきますと記載させていただいております。

当事者が子供の場合ですと、教育委員会ですとか子育て部門等で調整をして、40ページの「療育・教育の充実」に推進方向を載せております。

部会長

子どもの頃から、障害のある人とふれあいことは大切なことだと思います。小さな子どもでも社会に直面しますので、何かの形で考える機会を与えてあげるとか、小さいうちにいろんな事を教育してあげるといいかなって思いました。

委員

保護者の方が相談を受けるという体制、あるいは保護者の方の相談を受けたあとのフォローを含めてですね、そういう活動の推進等をやっていただけるとすごくありがたいなと、僕たち支援者だけでは限界があります。障害を持たれた方の保護者の方の

相談というのがすごく多くて、その時には同じ保護者の方が相談を受けると本当に有効な場合が多いので、そういう方を養成していただくとすごく幅が広がる。

保護者のメンタルのために、相談支援の充実を含めてやっていただきたいと思いません。

委員

周知されてない部分もあると思うのですが、知的障害者とか身体障害者の場合は、保護者という事で知的障害者相談員か身体障害者相談員という制度も国の中にあります。帯広市の中にも、国から直接にですが、そういう人が配置されて一応相談してもいいという体制になっています。なかなかどの人がそういう事をやっているかというのは、周知されていない部分もありますね。

私は知的障害の分野なのですが、知的障害者の親がそういう相談員をなささいという事で、国からの支援で帯広支部では以前は4名いましたが、今1名に減らされていますね。そういう方の周知を、もう少ししていかなければならないという事もありますよね。

委員

あります。たぶんその障害種別によって違ってくるのだと思います。その受ける相談内容が。だから数多くいなきゃいけないし、それを養成しなきゃいけないし、受けた方の相談員のほうのメンタル的なケアも考えなきゃいけないですよね。

大事な相談業務で、個人情報はどう守るかっていうことがでてくる可能性やそのへんを考えて検証して、養成をしなきゃいけないし、その後にフォローもしなきゃいけないですね。

そこまで含めて、たくさんいればいいし、合わせて知的障害、精神に障害をもたれた方、小学校でも、統合失調症って方もいるので、たぶん同じような障害でも、家庭環境が違えば相談アドバイスなんかも違ってくるので、それは数多く、この場合にはこういう方がいいなとかそのへんを窓口で分けて相談できるものがあれば。

これも自閉症協会で行っているのですけれど、そこまではいってないですね。どういう方を選ぶか、選んだ相談でそのあとのフォローが出来ていない。相談員の方を養成して、数多く作っていくことが大事だと思いますね。将来的に、考えていきたいという事で計画にいれていかれるとすごくいいのかなと。

部会長

わかりやすいようにつけくわえてみたら？ そのほかに何かありますか？

委員

就労支援の日中活動・今回就労支援のセミナーをやるのですが、そのなかで事業主に対して一般の企業に対して、どういうふうに障害者の理解をしていくか、これを雇用促進セミナーで行っているといると思うのですが、そのへん市のほうとして、これから計画の中にはどのように？

事務局

なかなか難しいというか・・具体的にどういう事業所をイメージしているのか、市の担当は工業労政課と、ハローワークと・・その辺でなにか考えがあるか。

委員

障害者のこんなところが得意なんだ、その人の良さとかを事業主に発見してもらうために職場実習や、特別支援学校を卒業して就職して、能力的に高くても、職場の人間関係やちょっとした生活でのトラブルが原因で、仕事が続かなくなってしまう人もいるので、そういった人を支援していく上でも、ジョブコーチの活用をしていくことが重要だと思うのですが。

委員

十勝障害者就業・生活支援センターだいちというところがあります。そこがジョブコーチとか資格を持った人が職業訓練とか就職した後の支援とかを請け負ってやる事業があるのですけれども。

事務局

この計画の策定にあたっては、帯広市地域自立支援協議会の中に帯広市障害者計画策定部会を設けまして協議を積み重ねてきておりますが、その部会のメンバーの中に「だいち」の方にも入っていただいております。

その部会の話の中でも、障害のある人の就労支援をすすめていく具体的な部分で、丸山委員がおっしゃるとおり、職場実習を繰り広げていくことにより、事業主や支援者側も具体的にどういった支援が必要なのかが見えてきて、その結果から支援の仕方や方向性も定まってくるものであり、有効的な手段だという意見等がありました。それから、ジョブコーチの役割についても認識は同じでありまして、計画の中の施策の一つとしまして、障害のある人が職場に適応できるよう、ジョブコーチ制度の啓発及び活用を推進していくことを掲げております。

委員

国はジョブコーチやトライアル雇用など、その辺を期待しながら成果を見ながら、いろいろ取り組みを並行的にやっているようで、それもずっと継続的に維持していかなくやならない。大事なことなのだろうと国の政策や法律が変わっていくかも。就労のほうもめんどくさい法律から簡素化する話も出ているようなので、その辺の研修を国の研修でやっていますけど、内容の充実を考えていけないといけなし、独自に情報セミナーもやりますので、啓発していくのが必要かなと思います。

部会長

そのほか項目のことで何かありますか？

委員

施策の一番目の「理解と交流の促進」の中で、ノーマライゼーション推進地区の活動の促進となっていますけれど、この地区はどういうふうに指定されて、具体的にどんな活動をやっているのか、推進地区だからやっている事って推進地区ではないからやっていないことってどんなことがあるのかと思ひまして、どういう活動なのかお聞きします。

事務局

帯広で指定している東地区・西帯広地区・大空・南の森地区、それと大正地区の4つのノーマライゼーション推進地区に、色々な啓発事業や交流事業をやっていただいております。

地区によっては取り組みが異なりますが、障害者の関連施設が比較的かたまっている地域では、施設との交流事業を行っております。大正地区であれば年に1回、障害者の方も参加する大きな千人以上集まるふれあいまつりを行ったり、他の地域では、啓発チラシを毎年作成して啓蒙活動を行ったり、それぞれの地域で特徴をだしながら継続して活動しております。その市内4地域の活動が、『ノーマライゼーションの理念』として、帯広市全体の、指定をしていない他の地域に広がって浸透しているかという、なかなかそこまでいっていないのが現状です。

委員

例えば、住民のある一人が障害持っているけれども、なかなか交流ないよねという人が仮にいたとした場合、例えば立候補してうちの地区をノーマライゼーション推進地区に指定してもらって、何か交流できる町内会のお祭りでも良いし、何でもいいんですけど、指定したときに仮にお金を頂いて、みんなで地区の障害の人たちを集めて、こんな方もいらっしゃるんだという形で、何か事業がやれる形であると、地区は大正だと決められてしまうとなかなかあれですけど、仮に自由度があればいろんな地区でノーマライゼーションが高まる可能性があるのかなと。なんとなく、ここが障害者の施設が多いからと、そこだけで終わってしまうかなと感じたものですから・・

事務局

ただ予算が伴う話になってくると、今の地区指定をしていないところで、仮に行事とか活動するというお話が出てくるときは、そのへんは多少悩まなければならないのかなと、もしそういう申し出があるならぜひ持ち込んでいただいて何か方法を考えましょう。そういう方がいらっしゃれば。

委員

ノーマライゼーション地区それぞれ、各地域で特徴のある取り組みをされているけれど、なかなか全体を通して交流の場、情報交換の場というのがないと言うお話が出ていて、それを今後はやって行きましょう、やらなければならないと十分皆さんご承知で、それを今後やっていこうという話になっていたと思うのですけれど。

事務局

宿題がそのまま残っておりまして、企画をしますというところで、まだやってないのですけれど、年度内にはもちろんやらせていただきます。

委員

ここらへんから特別な地域じゃないとできないものというものではなく、意外とこういうことでも良いのかと、広がっていければ良いのかと思います。

委員

それに関連して、すべての人に利用しやすくなるようユニバーサルデザイン化を推進していきますということで、街とか見ていて歩道とかの草とかが多いところは多いような気がします。目に付きますので、基本的に障害を持った方が利用しやすいということは、すべての方に利用しやすいということに繋がると思うし、特に障害のある方ということだけではなく、例えば予算がなければ、市民がみんなで協力する体制を推進するとか、何か進める方法があると良いなど。私自身もやらなければならないそのなかの一人なのですが、市のほうでも予算がかかるから難しいではなく、当たり前のこととして取り組んでいただけると、結果的に全ての人に良い街になると。例えば、とてっぽ通りを見るとすごく素敵な場所ですが、整備が行き届いていないかなという気持ちもするので。いろんな人が散歩してゆったりできる場所として整備していただきたいと思います。

事務局

お金がないという理由で、何もしない、やらないということにはならないと思っております。

部会長

他に何かご意見ありますか？

また、この次にもお話しできる機会がもう一回あるということですので、大体はお話も大分出たということで、「随時いろんな考え方があれば受け付けます」という事務局のお言葉もありますので、この辺で今日の会議は終わりたいと思いますけれど、みなさん、質疑はこの程度でよろしいでしょうか。

それでは予定の時間がまいりましたので、最後に事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

事務局

次回の障害者支援部会でございますけれど、予定しておりますのは、2月の中旬頃、改めてみなさんのご都合をお伺いしてからですけれど、その頃にご案内させていただきますので、よろしくお願ひします

部会長

事務局から、次回の開催予定について連絡がありました。時節柄お忙しい時期とは存じますが、委員のみなさんのご出席をよろしくお願いします。

以上をもちまして、平成21年度第2回障害者支援部会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。